

平成16年(2004年)4月1日

和歌山市建設業協会 様
建設業者 各位

和歌山市建設部建設総務課長

請負工事評定要領の一部改正による優良工事施工業者表彰の実施，指名停止基準の一部改正等について(通知)

建設工事の適正な施工の確保を図るため，技術と経営に優れた建設業者を育成するとともに，優良業者の評価，不良・不適格業者の排除を行うため，請負工事評定要領の一部を改正し，次のとおり優良工事施工業者表彰の実施，指名停止基準の一部改正等を行うことにしたので通知します。

1 請負工事評定要領の一部改正

本市の請負工事評定要領に基づく評定のうち，技術力及び創意工夫並びに社会性等(地域への貢献等)に関するものは，請負業者自らが立案・実施した事項について，具体事例などを記載した文書提出があった場合のみ採点(加点のみ)することに改正します。

このため，本年4月1日から，他に比べ技術的に優れた点や，施工や施工管理等に創意工夫を持ってあたる項目，また，施工に伴って地域社会や住民に対する配慮等の貢献について実施した事例等があれば，請負業者が指定様式に記入のうえ本市監督員に提出することとします。

次に，工事成績評定点の公表については，昨年度から契約金額が500万円以上の工事について，本市ホームページにおいて公表していますが，本年4月1日以降に工事成績評定を行ったものから全ての工事について公表することに改正します。

また，昨年度は500万円以上の工事について，請負業者にその工事成績評定点を通知していましたが，これに加え，本年4月1日から，契約金額が500万円未満の成績評定点が60点未満(下記Eランク)の工事についても，その評定点を請負業者に通知することに改正します。

なお，これら工事成績評定結果は，評定点80点以上(下記Aランク)の工事にあつては，優良建設工事施工業者表彰(後述)の選考対象とするとともに，60点未満(下記Eランク)の低ランク工事にあつては，以後の成績評定結果次第では，指名停止基準(後述)の適用対象とすることにしました。

ランク表については，次のとおりです。

(ランク表)

ランク	評定点の標準値	総合評価の判断基準	
A	80点以上	他の模範となる優秀なもの	
B	75点以上80点未満	標準的 工 事	Aランクではないが、標準的な工事の中で優秀なもの
C	65点以上75点未満		標準的な工事
D	60点以上65点未満		Eランクではないが、今後改善すべき事項のある工事
E	60点未満	今後、指名等に影響を及ぼす恐れのある工事	

2 優良工事施工業者表彰の実施

他の模範となる成績を収めた優良業者を評価するため、優良工事施工業者表彰を実施します。
なお、表彰の選考対象となる工事は、次の要件に該当する工事とします。

- (1) 前年度中に竣工した請負金額が1件250万円以上の工事
- (2) (1)の工事のうち請負工事成績評定要領に基づく工事成績評定点が80点以上の工事であつ、過去2年間(前年度、前々年度)において施工した全ての業種の工事成績評定点が70点以上の者
- (3) その他

3 建設工事等指名停止基準の一部改正

不良・不適格業者を排除するため、指名停止基準の一部改正を行います。

別表第1 事故等に基づく措置基準中に、次の項目を追加します。

(工事成績評定による低ランクの評定結果通知)

6 市発注工事の契約履行に当たり、第2号から第5号に掲げる場合のほか、市請負工事成績評定要領に基づく低ランクの評定結果通知を複数以上受けたとき。

当該認定をした日から1ヶ月以上6ヶ月間未満の指名停止

なお標準的な運用として、

前年度から通算して、工事成績評定点が60点に満たない(Eランク工事)2回目の評定結果通知を受けたとき。 標準的な運用 2ヶ月間の指名停止

前年度から通算して、工事成績評定点が60点に満たない(Eランク工事)3回目の評定結果通知を受けたとき。 標準的な運用 4ヶ月間の指名停止

4 優良表彰の主観点数への加算及び工事成績評定点の主観点数への加算及び減点の導入

優良建設工事施工業者表彰を受けた者は主観点数への加算を、工事成績評定点は主観点数への加算及び減点を予定しています。(平成17年4月1日から導入予定)

なお、要綱改正等の詳細は、わかやまCITY情報(<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/>)(和歌山市ホムペ・ジノ入札・契約情報 規程集等)をご覧ください。